

**第6期山陽小野田市障がい福祉計画
(案)**

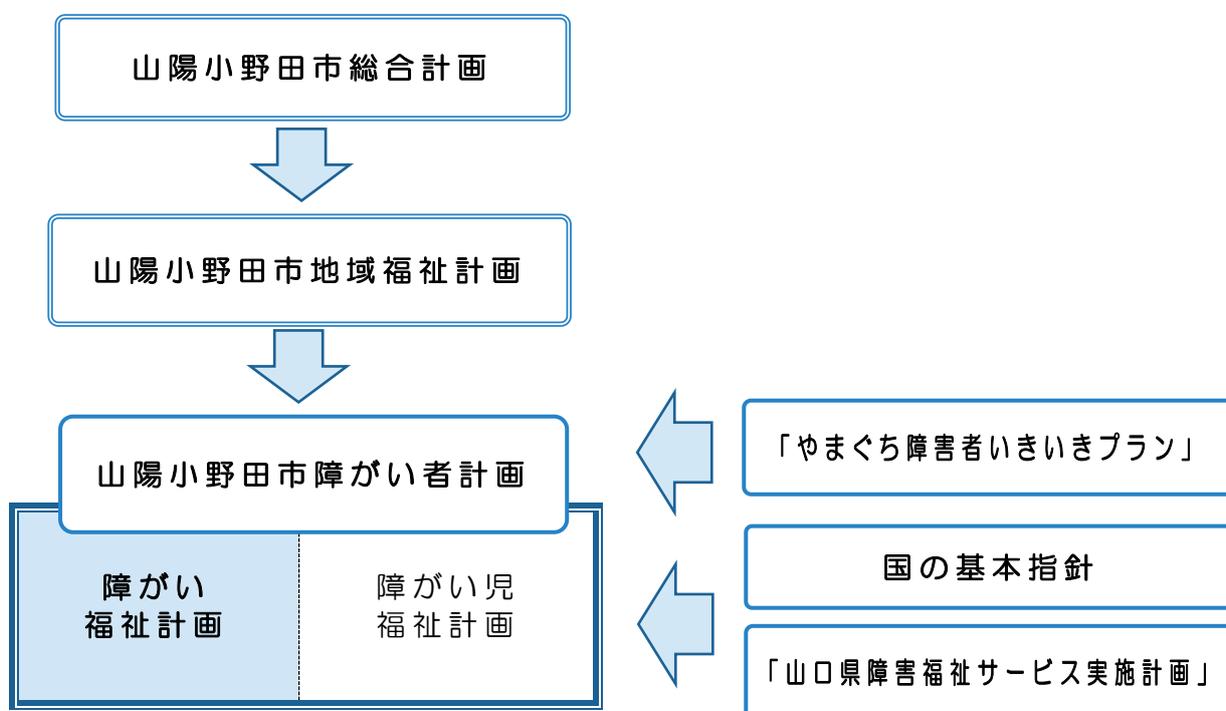
未定稿

第1章 第6期障がい福祉計画の位置づけ等について

1 計画の位置づけ及び性格

(1) 計画の位置づけ

「第6期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。



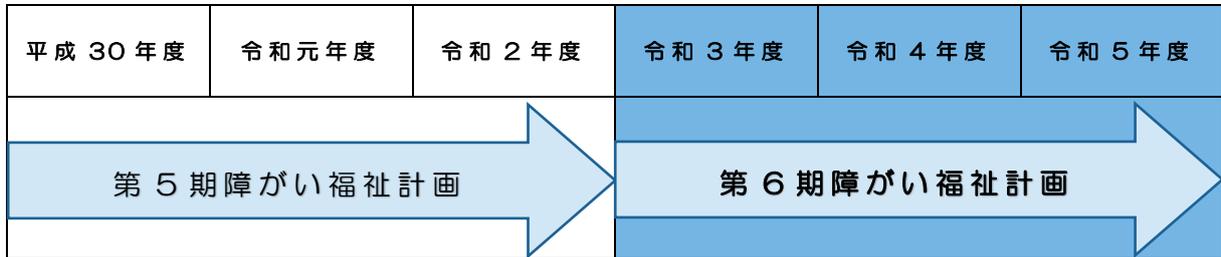
※国の基本指針：「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(2) 計画の性格

| | 第6期山陽小野田市障がい福祉計画 |
|--------|------------------------------------|
| 根拠法 | 「障害者総合支援法」第88条第1項 |
| 性格 | 障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画 |
| 今回計画期間 | 第6期計画：令和3年度～令和5年度（3年間） |

2 計画の期間

「第6期障がい福祉計画」の計画期間は、国の基本指針に即して、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。



3 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的理念(国の基本指針抜粋)

●障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めていきます。

●障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、地域で障がい福祉サービスを受けることができるようにサービスの充実を図ります。

●入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に応じたサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制の確保を目指します。

また、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めていきます。

●地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割を越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

●障がい福祉サービス等の提供を行う人材の確保

研修の実施、多職種間の連携の推進等に関係者が協力して取り組めます。

第2章 障がい者支援における成果目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、令和5年度を目標年度とする障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、次に掲げる地域生活への移行や就労支援といった事項に係る成果目標を設定します。

- 1 福祉施設から地域生活への移行促進
- 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行促進
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
(福祉施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型)

1 福祉施設から地域生活への移行促進

現在、施設に入所している方で、地域での生活を希望する方や受け入れ体制を整備することにより、地域での生活が可能となる方など、令和5年度末の施設入所者の「地域移行者数」と「減少数」の目標値を設定し、居住系サービスや日中活動の支援を図り、地域生活への移行を推進します。

●福祉施設から地域移行への実績

《数値目標》

| | | | |
|---------------------|-----|-----------------------|----|
| 平成28年度末(基準時)の施設入所者数 | 76人 | 令和2年度末までの地域移行見込み数(2%) | 1人 |
|---------------------|-----|-----------------------|----|

《実績》

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 合計 |
|----------|--------|--------|-------|----|
| 地域生活移行者数 | 1人 | 0人 | 0人 | 1人 |

○第6期計画の数値目標の設定

令和元年度末の施設入所者数を基礎として、これまでの地域移行の状況や県の傾向、新規入所の状況、第5期の実績状況等を勘案して令和5年度までに1人の地域生活への移行と1人の入所者削減を見込みました。

| | | |
|------------|-----|-----------------|
| 基準時の施設入所者数 | 73人 | 令和元年度末時点の施設入所者数 |
|------------|-----|-----------------|



《数値目標》

| | | |
|-----------------|----|---|
| 令和5年度末までの地域移行者数 | 1人 | 県の傾向：実績及び地域移行等に関する意向を踏まえ1.6%が地域生活へ移行すると算定 |
|-----------------|----|---|

| | | |
|-----------------|----|---------------------------------|
| 令和5年度末までの入所者削減数 | 1人 | 国の指針：令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上を削減する |
|-----------------|----|---------------------------------|

※地域移行を受け入れる施設の状況、生活環境の変化などに対する利用者本人の意向、介護支援や家庭の事情などによる家族の意向、障がい程度の問題など、さまざまな要因は考えられるが、地域への移行が可能な方は、すでに地域移行されている状況もある。

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者に地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、地域・精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

システムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等の関係機関が集まる場である自立支援協議会において、現状の把握を行い、課題を共有するなど、情報共有に努めます。

◆活動指標

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|-------|-------|-------|
| ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数 | 18人 | 18人 | 18人 |
| ③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用者数

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| ① 地域移行支援の利用者数 | 0人 | 1人 | 1人 |
| ② 共同生活援助の利用者数 | 18人 | 19人 | 20人 |
| ③ 地域定着支援の利用者数 | 1人 | 2人 | 2人 |
| ④ 自立生活援助の利用者数 | 0人 | 1人 | 1人 |

◎成果目標 1・2 達成のための方策

円滑な地域生活への移行を促進するため、移行後に必要なサービスの充実、地域の障がい者への理解の促進などに取り組みます。

- ① 訪問系サービスの量的な確保に努めるとともに、日中活動系のサービスの適正な給付に努めます。
- ② 地域生活の拠点となるグループホームの整備を推進するとともに、山口県居住支援協議会との連携により、民間賃貸住宅を含む住まいの確保に努めます。
- ③ 医療機関との連携により、退院可能な精神障がい者に対し、地域移行支援、地域定着支援などの活用し、地域生活への移行を促進します。
- ④ 地域生活への移行をサポートする相談支援体制等の整備促進を図ります。
- ⑤ 自立支援協議会において、障がい者の相談支援体制のネットワークを深め、困難事例への対応を協議します。
- ⑥ 権利擁護事業や成年後見制度の利用促進については、相談支援体制における窓口機能の体制強化を図ります。
- ⑦ 病院からの退院促進のため、介護保険との連携の強化に努めます。
- ⑧ 地域での障がいや障がい者への理解の促進に努めます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の整備について、「地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、福祉施設等からの地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等により専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等からの整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。」としています。

平成31年4月に地域生活支援拠点を整備しました。今後は、自立支援協議会において運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実を図ります。

《地域生活支援拠点等の確保に関する第5期計画実績》

| | 設置形態 | 整備年度 |
|--------------|------|-------|
| 地域生活支援拠点等の確保 | 単独 | 令和元年度 |

《第6期見込み：設置個所数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 単独設置 | 単独設置 | 単独設置 |
| | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

◆活動指標

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数 | 5回 | 5回 | 5回 |

4 福祉施設から一般就労への移行促進

障がい者が、地域で自立した生活を行うためには、その就労意欲や適性に応じ、可能な限り、一般就労による生活基盤の安定を図る必要があります。

福祉施設から一般就労に関し「一般就労移行者数」「就労定着利用率」「就労定着率」の目標値を設定し、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行を推進します。

(1) 一般就労移行者数

●一般就労移行者数の実績《活動指標》

| | | | |
|--------------------------|------|------------------------------------|------|
| 平成 28 年度 一般就労移行者数（基準） | 12 人 | 令和 2 年度 一般就労移行者数 （基準の 1.0 倍） | 12 人 |
|--------------------------|------|------------------------------------|------|

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------------|----------|----------|-------|
| 就労移行支援から | 4 人 | 2 人 | 3 人 |
| 就労継続支援 A 型から | 1 人 | 3 人 | 0 人 |
| 就労継続支援 B 型から | 3 人 | 3 人 | 3 人 |
| 一般就労移行者合計数 | 8 人 | 8 人 | 6 人 |

○一般就労移行者数の第 6 期計画の数値目標の設定

これまでの一般就労移行者の状況や県の傾向、第 5 期の実績状況等を踏まえ、令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度の実績の 1.27 倍となる 7 人と見込みました。

《数値目標》

| | | | |
|-----------------------|-----|--|-----|
| 令和元年度 一般就労移行者数（基準） | 6 人 | 国の指針：令和 5 年度 一般就労移行者数 （基準の 1.27 倍） | 7 人 |
|-----------------------|-----|--|-----|

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 国の指針による |
|------------|-------|-------|-------|---------|
| 就労移行支援から | 3人 | 3人 | 3人 | 1.3倍 |
| 就労継続支援A型から | 1人 | 1人 | 1人 | 1.26倍 |
| 就労継続支援B型から | 3人 | 3人 | 3人 | 1.23倍 |
| 一般就労移行者合計数 | 7人 | 7人 | 7人 | 1.27倍 |

(2) 就労定着支援事業の利用者数

《数値目標》

| | |
|--|----|
| 国の指針：令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割とする | 5人 |
|--|----|

◎成果目標4達成のための方策

福祉・労働・教育等の関係機関の連携による障がい者雇用施策の推進を図ります。

① 関係者からなる就労促進のためのネットワークを構築します。

就労支援を行うネットワーク会議に参加し、公共職業安定所、商工関係者の求人情報を収集し、企業の要求する職種との合致を図るとともに、就労意向のある障がい者のいる施設に情報提供を行います。

② 「障害者就業・生活支援センター」等の相談支援の積極的な利用促進を図ります。

一般就労を希望している障がい者は、障がいの種類や状況、社会経験年齢など支援の内容が多様化しており、障がい者個々の特性を踏まえ、障がい者一人ひとりの状況に応じて、その時々により効果的な手法を選択しながら、きめ細やかな支援を行う必要があることから、「障害者就業・生活支援センター」等の相談支援の積極的な利用促進を継続します。

③ 関係機関（公共職業安定所等）との連携強化による施設利用者や総合支援学校卒業者の就業促進体制の整備を図ります。

一般就労への移行を行う施設が単独で就労支援を行うのではなく、「障害者就業・生活支援センター」、公共職業安定所、「地域障害者職業センター」など関係機関と密接な連携を図りながら支援します。

- ④ 関係機関と連携して行う「障害者委託訓練事業」、「障害者トライアル雇用」、「ジョブコーチ」の利用による就労促進を図ります。

公共職業安定所、「地域障害者職業センター」等と連携して、企業側に職業訓練、「障害者トライアル雇用」、職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用について説明し、理解を深めるとともに、積極的な利用による就業促進を図ります。

- ⑤ 保健福祉圏域内（宇部市・美祢市・山陽小野田市）のネットワーク構築により、雇用等の情報の共有をはかります。

障がい者の雇用について、市内だけでなく保健福祉圏域において事業所や企業など関係機関等のネットワークを構築し、雇用に関する情報等を共有する体制づくりを図ります。

- ⑥ 大学在学中の学生の就労について、必要に応じ就労移行支援事業の利用の検討を行います。

5 相談支援体制の充実・強化等

障がい者やその家族が抱えるさまざまな生活上の問題を解決し、地域の中で安心して生活できるよう、インフォーマルなサービスを含めた総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

◆活動指標

総合的・専門的な相談支援

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|-------|-------|-------|
| ① 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施件数 | 72件 | 84件 | 96件 |

地域の相談支援体制の強化

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| ① 地域の相談支援従事者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 24件 | 24件 | 24件 |
| ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 13件 | 13件 | 13件 |
| ③ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施件数 | 14件 | 14件 | 14件 |

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

支援内容が多様化する中、障がい者が個々の状態に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供させるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めます。

◆活動指標

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|-------|-------|-------|
| 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修(※)その他の研修への市町職員の参加人数 | 4人 | 4人 | 4人 |
| 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

※相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修、強度行動障がい支援者養成研修、医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修、障がい者虐待防止・権利擁護研修、障がい支援区分認定調査員研修、市町審査会委員研修

◎成果目標6達成のための方策

- ① 障がい福祉サービス等に係る内容の理解を促進するため、県や市が実施する研修の周知に努め、積極的な参加を促します。
- ② 「障害者自立支援審査支払等システム」等の審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有する機会を設けるよう努めます。

第3章 障がい福祉サービス等の円滑な推進

1 障がい福祉サービス等の見込み量の設定

平成 29 年度から令和元年度までの実績値の傾向を読み取り、令和 3 年度から令和 5 年度までに必要なサービス量を見込みました。

(1) 障がい福祉サービス

●訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・「重度障害者等包括支援」があります。これらのサービスは在宅で生活している障がい者が自宅等や外出の際に利用することができます。

①「居宅介護」

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行う。

また、病院等に通院する場合や、官公署や指定相談支援事業所を公的手続きや相談のために訪れる場合に、介助及び同行の支援を行う。

《第 4・5 期実績：年間利用時間、() は実利用人数、令和 2 年度は見込み》

| | 第 4 期 | | | 第 5 期 | | |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 計画 | 7,425 (55 人) | 8,100 (60 人) | 8,775 (65 人) | 5,424 (33 人) | 5,820 (37 人) | 5,822 (39 人) |
| 実績 | 7,133 (52 人) | 5,502 (42 人) | 3,969 (34 人) | 3,901 (26 人) | 2,235 (26 人) | 1,806 (21 人) |

※新規の利用者はあるが、介護保険への移行もあり年々減少傾向にある。

《第 6 期見込み：年間利用見込み時間、() は実利用見込み人数》

| 第 6 期 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| | 1,806 (21 人) | 1,892 (22 人) | 1,892 (22 人) |

※サービス利用者の 65 歳到達による介護保険制度への移行を見込む。

②「重度訪問介護」

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行う。

外出時における移動中の介護を総合的に行うもので、1日の支援時間が3時間以上となる方が対象である。

平成30年度からは、最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している方に対して、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができる。

《第4・5期実績：年間利用時間、()は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 1,280 (1人) | 1,280 (1人) | 1,280 (1人) | 1,707 (3人) | 2,222 (4人) | 2,736 (5人) |
| 実績 | 647 (2人) | 1,544 (3人) | 1,521 (3人) | 1,342 (2人) | 1,240 (2人) | 1,240 (2人) |

※利用者は横ばい傾向である。

《第6期見込み：年間利用見込み時間、()は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|------------|------------|------------|
| | 1,860 (2人) | 1,860 (2人) | 1,860 (2人) |

※重度障がい者の地域での生活を見込む。

③「同行援護」

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が外出する際、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な支援を行う。

《第4・5期実績：年間利用時間、()は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|-------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 900 (9人) | 1,000 (10人) | 1,100 (11人) | 1,103 (9人) | 1,263 (10人) | 1,423 (11人) |
| 実績 | 623 (7人) | 801 (5人) | 747 (4人) | 669 (4人) | 939 (5人) | 939 (5人) |

※平成23年10月からサービスが開始された。利用者は横ばい傾向である。

《第6期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| | 1,126（6人） | 1,314（7人） | 1,502（8人） |

※障がい特有のサービスであり、毎年1人増加を見込む。

④「行動援護」

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で常に介護を必要とする方に、その障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護や排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行う。

《第4・5期実績：年間利用時間、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 360 (1人) | 360 (1人) | 360 (1人) | 72 (1人) | 72 (1人) | 72 (1人) |
| 実績 | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |

※令和元年度まで利用実績はない。

《第6期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| | 72（1人） | 72（1人） | 72（1人） |

※家族の高齢化や施設等から地域生活への移行などを考慮し、毎年1人の利用を見込む。

⑤「重度障害者等包括支援」

常に介護を必要とする障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの「障害福祉サービス」を包括的に提供する。

《第4・5期実績：年間利用時間、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 4,380 (1人) | 4,380 (1人) | 4,380 (1人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |
| 実績 | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |

※現在、在宅の対象者はなく、県内に指定サービス事業所もない。

《第6期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 0（0人） | 0（0人） | 0（0人） |

※対象者及び指定サービス事業所もないことから、利用は見込んでいない。



●日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。これらのサービスは、障がい者支援施設、グループホームを利用している方のほか、在宅で生活している方が通所で利用することもできます。

⑥「生活介護」

常に介護が必要な方に、主として昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談などに必要な日常生活上の支援を行い、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を行う。

《第4・5期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 30,800 (140人) | 31,240 (142人) | 31,680 (144人) | 34,483 (144人) | 35,018 (145人) | 35,296 (145人) |
| 実績 | 32,091 (139人) | 32,012 (143人) | 32,727 (146人) | 33,299 (142人) | 33,507 (151人) | 33,904 (154人) |

※利用者数は増加傾向にある。

《第6期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| | 34,306（157人） | 34,712（160人） | 35,123（163人） |

⑦「自立訓練（機能訓練）」

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者及び難病等対象者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

《第4・5期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 264 (1人) | 264 (1人) | 264 (1人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |
| 実績 | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |

※サービスを提供できる事業所が圏域になく、令和元年度までの利用はない。

《第6期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 0(0人) | 0(0人) | 0(0人) |

※圏域に指定サービス事業所がないことから利用は見込んでいない。

⑧「自立訓練（生活訓練）」

障がい者に、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

サービスの利用期間は原則として2年間となっている。

《第4・5期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 1,500 (10人) | 1,950 (13人) | 2,400 (16人) | 1,091 (7人) | 1,016 (6人) | 1,076 (6人) |
| 実績 | 653 (6人) | 845 (7人) | 1,181 (8人) | 956 (8人) | 1,120 (9人) | 871 (7人) |

※ほぼ横ばい傾向である。

《第6期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|---------|---------|---------|
| | 871(7人) | 747(6人) | 747(6人) |

※退院後、自宅に戻るまでのステップアップとしての利用等もあり、毎年2人の新規利用があると見込むとともに、2年間のサービス利用終了者を控除し見込む。

⑨「就労移行支援」

一般企業への就労を希望する65歳未満の障がい者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。

サービスの利用期間は原則として2年間となっている。

《第4・5期実績：年間利用日数、()は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 6,696 (31人) | 7,344 (34人) | 7,992 (37人) | 5,500 (30人) | 4,900 (33人) | 4,700 (30人) |
| 実績 | 4,863 (39人) | 5,560 (42人) | 3,949 (32人) | 3,083 (25人) | 2,719 (19人) | 2,256 (16人) |

※実利用人数は減少傾向にある。

《第6期見込み：年間利用見込み日数、()は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------------|-------------|------------|
| | 1,872 (13人) | 1,553 (11人) | 1,289 (9人) |

⑩「就労継続支援(A型)」

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約等に基づいて就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

《第4・5期実績：年間利用日数、()は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 4,876 (25人) | 5,460 (28人) | 5,850 (30人) | 6,856 (30人) | 7,354 (33人) | 7,852 (36人) |
| 実績 | 4,016 (24人) | 4,485 (27人) | 5,858 (28人) | 4,920 (27人) | 4,595 (24人) | 4,070 (25人) |

※総合支援学校卒業生等の新規利用者もあったが、転出や他の障がい福祉サービスへの変更があり減少傾向にある。

《第6期見込み：年間利用見込み日数、()は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| | 3,604 (25人) | 3,192 (26人) | 2,827 (27人) |

⑪「就労継続支援（B型）」

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、通常の事業所に雇用されていたが年齢、心身の状態などの事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難であった方について、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

《第4・5期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 25,500 (150人) | 26,350 (155人) | 27,200 (160人) | 36,906 (183人) | 38,771 (188人) | 39,786 (193人) |
| 実績 | 27,035 (154人) | 28,959 (178人) | 32,878 (183人) | 34,358 (190人) | 35,579 (189人) | 33,508 (178人) |

※事業所の増加に伴い、平成30年度までは利用者が増加しているが、介護保険等への移行により減少傾向にある。

《第6期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| | 33,885 (180人) | 34,261 (182人) | 34,638 (184人) |



⑫「就労定着支援」

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者であって、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている方に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。

平成30年度から開始したサービスである。

《5期実績：実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | | | | 7 | 7 | 7 |
| 実績 | | | | 4 | 5 | 6 |

《第6期見込み：実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 6 | 5 | 5 |

※就労移行支援及び就労継続支援の利用者数の中から一般就労する方を見込み、今までの就労定着率等を勘案して見込む。

⑬「療養介護」

病院において日常生活上の世話や医療を必要とする障がい者であって、常時介護を必要とする方に、主として昼間において、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話を行う。

《第4・5期実績：実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 |
| 実績 | 7 | 7 | 8 | 9 | 10 | 10 |

《第6期見込み：実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 10 | 10 | 10 |

※障がい児入所施設からの移行の障がい児数を勘案して見込む。

⑭「短期入所」

在宅で障がい者等の介護をする方が病気の場合などに、障がい者支援施設等へ短期間入所し、夜間も含め入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行う。

《第4・5期実績：年間利用日数、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 1,440 (40人) | 1,440 (40人) | 1,440 (40人) | 664 (35人) | 660 (35人) | 664 (35人) |
| 実績 | 1,024 (36人) | 788 (35人) | 645 (30人) | 727 (31人) | 619 (32人) | 627 (33人) |

※実利用人数は横ばい傾向である。

《第6期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第6 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|----------|----------|----------|
| | 646(34人) | 665(35人) | 684(36人) |

●居住系サービス

居住系サービスは夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせての利用ができます。サービスとしては、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

⑮「自立生活援助」

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

平成30年度から開始したサービスである。

《第5期実績：実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | | | | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | | | | 0 | 0 | 0 |

《第6期見込み：年間実利用人数》

| 第6 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|-------|-------|-------|
| | 1人 | 1人 | 1人 |

※障がい者支援施設等から地域での一人暮らしを希望する者の中で、1人の利用を見込む。

⑩「共同生活援助（グループホーム）」

共同生活を行う住居に入居している障がい者に、夜間や休日とその住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先等の関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の世話をを行う。

《第4・5期実績：年間実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 55 | 60 | 65 | 58 | 60 | 62 |
| 実績 | 49 | 52 | 57 | 56 | 61 | 63 |

※利用者は年々増加している

《第6期見込み：年間実利用人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 65人 | 67人 | 69人 |

⑪「施設入所支援」

施設に入所する障がい者に、夜間や休日において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

《第4・5期実績：年間実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 77 | 75 | 74 | 80 | 82 | 84 |
| 実績 | 84 | 84 | 81 | 80 | 78 | 78 |

※利用者は横ばい傾向にある。

《第6期見込み：年間実利用人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 77人 | 76人 | 75人 |

●相談支援

障がい者が自立した生活を営むことができるよう、以下のような事業を実施しています。

障がい福祉サービス利用支援を行う「計画相談支援」と、障がい者の地域生活への移行に向けた「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」があります。

⑩「計画相談支援」

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が障がい福祉サービスの支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行う。

また、その後もサービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行う。

《第4・5期実績：年間利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 432 | 442 | 452 | 424 | 434 | 444 |
| 実績 | 416 | 415 | 424 | 422 | 418 | 418 |

※障がい福祉サービスの利用の増加に伴い増加傾向であったが、サービスの終了者もあり、横ばい傾向にある。

《第6期見込み：年間実利用人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 417人 | 417人 | 416人 |

⑲「地域移行支援」

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業所が、住居の確保、その他地域移行のための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行う。

《第4・5期実績：年間実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 10 | 10 | 10 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |

○平成24年度からサービス開始。

※利用者は少ない状況である。

《第6期見込み：年間実利用人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 1人 | 1人 | 1人 |

※施設入所者や入院中の精神障がい者数から退所・退院可能な人数を勘案して見込む。

⑳「地域定着支援」

居宅で単身生活をする障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行う。

《第4・5期実績：年間実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 5 | 5 | 5 | 3 | 4 | 5 |
| 実績 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |

※利用者は減少傾向にある。

《第6期見込み：年間実利用人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 2人 | 2人 | 2人 |

※同居している家族による支援が受けられない障がい者数及び地域生活への移行者数を勘案して見込む。

(2) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を実施し、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

障がいの特性に応じた、障がい者等の理解を深めるための教室を開催します。

また、障がい別の接し方を解説したパンフレット等を活用し、普及・啓発を目的とした広報活動を行います。

②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族がお互いに悩みを共有したり情報交換したりできる交流会の活動（ピアサポート）や災害対策活動、地域で障がい者が孤立しないような見守り活動、ボランティアの養成や活動等を支援します。

③相談支援事業

相談支援事業は、障がい者やその介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスや他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営む事ができるようにすることを目的としています。

《年間相談件数、（）は実利用人数、令和2年度実績は見込み》

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 実績 | 1,128 (155人) | 1,275 (188人) | 1,100 (150人) | 1,217 (165人) | 995 (109人) | 1,353 (124人) |

《第5期実績：相談実施か所数》

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|--------|-------|-------|
| 実績 | 4か所 | 1か所 | 1か所 |

※平成30年度まで宇部市と共同で3か所の相談支援事業所に委託。令和元年度以降「相談支援事業所のぞみ」において、相談支援の24時間体制を確保。

《第6期見込み：相談実施見込みか所数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

「障害福祉課」内に「基幹型相談支援センター」を設置し、専門的な職員を配置するとともに、地域における相談支援事業者等に対する助言や人材育成への支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

また、それぞれの特性に対応した相談に応じられるように、相談支援事業所に相談支援事業を委託して実施します。

保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。

○自立支援協議会の設置

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、市自立支援協議会を設置し、関係者によるネットワークを深めます。定例会において個別相談の情報を共有し、地域の課題を抽出し、地域の実情に応じた体制づくりについて協議します。

また、協議会の中に運営委員会を設置するとともに、専門部会の中で期間を定め、課題解決に向けて検討していきます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要な知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

《第5期実績：年間実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第5期 | | |
|----|--------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 1 | 2 | 2 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 |

《第6期見込み：年間実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 1人 | 2人 | 2人 |

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を目的として、法人における成年後見制度の運用について検討していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

市社会福祉協議会と連携し、聴覚障がい等により意思疎通を図るために支援が必要な方に、手話通訳や要約筆記に係る意思疎通支援者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

また、市主催の講演会等では、聴覚障がい者等への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、意思疎通支援者を配置するとともに、チラシ等で講演会等への意思疎通支援者の配置についてのPRを行います。

● 意思疎通支援者登録者数（令和2年度実績は見込み）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 手話通訳 | 26 | 28 | 30 | 30 | 29 | 33 |
| 要約筆記 | 11 | 11 | 11 | 10 | 10 | 11 |

○ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

《第4・5期実績：年間派遣回数、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 50 (20人) | 50 (20人) | 50 (20人) | 45 (15人) | 45 (15人) | 45 (15人) |
| 実績 | 54 (10人) | 39 (13人) | 25 (7人) | 29 (6人) | 49 (7人) | 50 (4人) |

《第6期見込み：年間派遣見込み回数、（）は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| | 50（4人） | 50（4人） | 50（4人） |

⑦ 点訳・音訳事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対し、点訳・音訳など解りやすい方法で、市広報や「障がい福祉のしおり」等を作成し、情報提供を行います。

⑧日常生活用具給付事業

重度障がい者等の地域での生活を支援するため、日常生活用具の給付や住宅改修費を助成します。

《第4・5期実績：年間給付件数、()は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 1,300 (170人) | 1,300 (170人) | 1,300 (170人) | 1,300 (170人) | 1,300 (170人) | 1,300 (170人) |
| 実績 | 1,383 (140人) | 1,284 (141人) | 1,359 (139人) | 1,378 (150人) | 1,458 (162人) | 1,460 (160人) |

※ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

○膀胱・直腸機能障がい者に給付する排泄管理支援用具(ストーマ装具)は、「障害者自立支援法」施行後に補装具から日常生活用具による給付になった。

《第6期見込み：年間給付見込み件数》

| 項目 | 第6期 | | |
|----------------------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 5 | 5 | 5 |
| 自立生活支援用具 | 6 | 6 | 6 |
| 在宅療護等支援用具 | 6 | 6 | 6 |
| 情報意思疎通支援用具 | 10 | 10 | 10 |
| 排せつ管理支援用具 | 1,430 | 1,430 | 1,430 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修) | 3 | 3 | 3 |
| 合計 | 1,460 | 1,460 | 1,460 |

※令和2年度の利用見込みや障がい者数の推移を勘案して見込む。

⑨手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい・音声又は言語機能障がい者等が円滑に意思疎通できるよう、手話によりコミュニケーションの支援を行う手話奉仕員を養成する研修を行います。

また、意思疎通支援事業を一層推進するために、養成研修を受講済みの手話奉仕員に対するスキルアップ研修を実施します。

《第5期見込み：手話奉仕員登録者数、令和2年度は見込み》

| | 第5期 | | |
|----|--------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 5 | 0 | 4 |

《第6期見込み：手話奉仕員登録見込み者数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 3 | 3 | 3 |

⑩移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時に、移動の介助等の支援を行います。

《第4・5期実績：事業所数・年間利用時間、（）は実利用人数、令和2年度実績は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|------------------------|------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 9か所 1,200時間 (8人) | 9か所 1,350時間 (9人) | 9か所 1,500時間 (10人) | 9か所 720時間 (8人) | 9か所 720時間 (8人) | 9か所 720時間 (8人) |
| 実績 | 7か所 762 (7人) | 6か所 612 (7人) | 6か所 726 (7人) | 5か所 552 (4人) | 5か所 374 (4人) | 3か所 120 (4人) |

○平成23年10月から、視覚障がい者の移動支援は同行援護に移行。

《第6期見込み：年間利用見込み時間、（）は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|---------|---------|---------|
| | 360(4人) | 360(4人) | 360(4人) |

※現在の利用人数や利用時間数、及び施設からの地域移行を勘案して見込む。

⑪ 地域活動支援センター

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行い、地域の障がい者の支援と活動の場を充実させます。

《第4・5期実績：一日当たりの利用人数、令和2年度実績は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 実績 | 12 | 11 | 10 | 10 | 10 | 10 |

《第6期見込み：実利用見込み人数、（）は実施見込みか所数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|---------|---------|---------|
| | 10（1か所） | 10（1か所） | 10（1か所） |

※実施見込みか所数、実利用見込み者数を勘案して見込む。

⑫ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

《第4・5期実績：事業所数・年間利用回数、（）は実利用人数、令和2年度実績は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 4,000回 (80人) | 4,000回 (80人) | 4,000回 (80人) | 7,002回 (156人) | 7,749回 (161人) | 8,541回 (167人) |
| 実績 | 29か所 4,999回 (135人) | 28か所 5,719回 (136人) | 31か所 5,808回 (150人) | 30か所 6,133回 (150人) | 29か所 6,257回 (165人) | 29か所 6,850回 (150人) |

※近年は利用者が増え、実績が計画を上回っている。

《第6期見込み：年間利用見込み回数、（）は実利用見込み人数》

| 第5期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| | 7,002（156人） | 7,749（161人） | 8,541（167人） |

※利用者数及び利用回数が年々増加していることや現在の利用者数、1人当たりの平均利用回数を勘案して見込む。

⑬「障害者緊急時短期入所事業」

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、緊急一時的な居室を確保します。

《第5期見込み：利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第5期 | | |
|----|--------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 実績 | | 1 | 1 |

※令和元年度より実施の事業。

《第6期見込み：利用見込み人数》

| | 第6期 | | |
|-----|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 第6期 | 1 | 1 | 1 |

⑭障がい者スポーツ大会開催事業

障がい者等に対する理解と親睦を深めるとともに、障がい者等の体力の維持・増進を図り、社会参加を促進するため、「ふれあい運動会」を市社会福祉協議会と連携して開催します。



⑮芸術・文化講座開催等事業

芸術文化活動を通じて、障がい者等の社会参加を促進することを目的に、芸術・文化活動の発表の場の設置や情報提供を行います。

⑯自動車運転免許取得・改造事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

《第4・5期実績：年間助成件数、()内は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 4 (4人) | 4 (4人) | 4 (4人) | 5 (5人) | 5 (5人) | 5 (5人) |
| 実績 | 6 (6人) | 4 (4人) | 4 (4人) | 2 (2人) | 5 (5人) | 4 (4人) |

《第5期見込み：年間助成見込み件数、（）内は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 5（5人） | 5（5人） | 5（5人） |

※現在の利用人数を勘案して見込む。

⑰訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいがあるため、入浴が困難な方の居宅に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行います。

《第4・5期実績：年間利用回数、令和2年度実績は見込み、（）は実利用人数》

| | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 計画 | 50 (1人) | 50 (1人) | 50 (1人) | 48 (1人) | 48 (1人) | 48 (1人) |
| 実績 | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |

※自立支援給付の生活介護による施設入浴もあり、平成22年度以降利用はない。

《第5期見込み：年間利用見込み回数、（）内は実利用見込み人数》

| 第6期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| | 48（1人） | 48（1人） | 48（1人） |

（3）その他の事業

①福祉タクシー事業

身体障がい者等が利用するタクシーの料金を一部助成することにより、社会参加の推進を図ります。

②在宅酸素濃縮器利用者電気料助成事業

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者に対し、酸素濃縮器の利用に要する電気料の一部を助成します。

③「障害者就業・生活支援センター」

就職を希望する障がい者や、会社での労働や地域での生活についての悩み等を抱えている障がい者に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就労と生活に関する指導、助言など、職業生活における自立を図るための支援を行っています。

④山陽小野田市障がい者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、当該法には障がい者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、虐待の発見者に通報義務を課すこと、養護者に対する支援、国等の責務が示されています。それに伴い、「障害福祉課」内に障がい者虐待対応の窓口として設置されました。

また、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及び養護者の支援にあたるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めています。

〈虐待通報件数〉※令和 2 年度は見込み、() は虐待として認定した者

| | 平成 27 年 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 件数 | 0 (0 人) | 0 (0 人) | 1 (0 人) | 2 (1 人) | 4 (1 人) | 3 (2 人) |

⑤障がい者差別解消相談窓口の設置

平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別に当たるとされています。

それに伴い、「障害福祉課」内に障がい者差別解消の相談窓口として設置されました。

⑥意思疎通支援事業（市主催事業等への配置）

市社会福祉協議会と連携し、市が主催する講演会等や市が視覚的に情報発信を行う際に、聴覚障がい等により意思疎通を図るために支援が必要な方への合理的配慮の提供として、手話通訳や要約筆記に係る意思疎通支援者の派遣を行います。

⑦あいサポート運動の推進

山口県が推進している「あいサポート運動」に積極的に取り組みます。

※あいサポート運動：様々な障がいの特性、障がい者が困っていること、障がい者への必要な配慮などを理解して、障がい者に対してちょっとした手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒に作っていく運動。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保

(1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の充実

居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等により、入所等から地域生活への移行を推進します。さらに、地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点の充実を図ります。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を図ります。

3 相談支援の提供体制の確保

(1) 相談支援体制の構築

障がい者等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

また、相談支援事業所等は、障がい者等及びその家族が抱える問題を把握し、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

福祉に関する各般の問題について、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行う相談支援体制の構築に努めるとともに、検証・評価を行い、機能の更なる強化・充実を図ります。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着及び現に地域で生活している障がい者等が、住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます。

また、関係機関より構成される自立支援協議会において、支援体制の整備を図ります。

4

障がい福祉サービス等の円滑な提供体制の確保・ 質の向上

障がい者の状況に応じたサービス提供体制を計画的に整備し、障がい福祉サービス、地域生活支援事業の推進を図ります。

**第2期山陽小野田市障がい児福祉計画
(案)**

未定稿

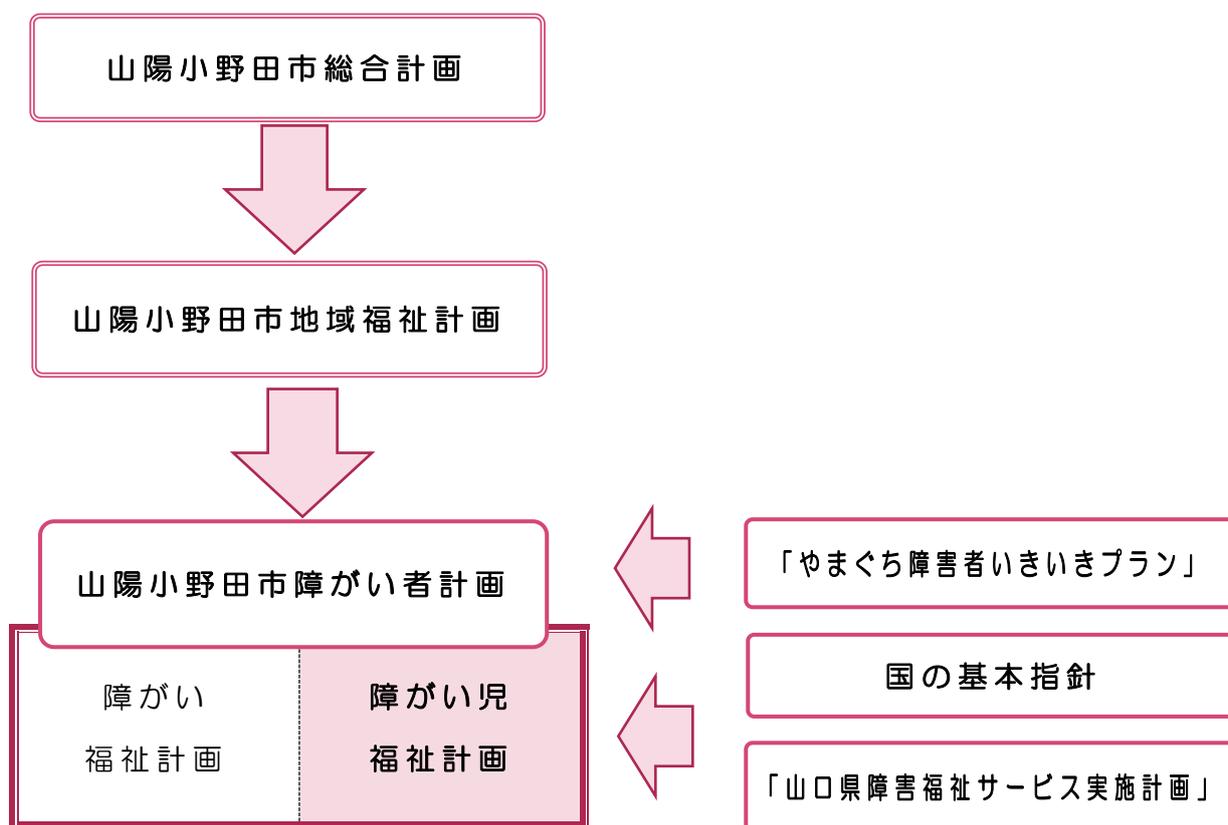
第1章 第2期障がい児福祉計画の位置づけ等について

1 計画の位置づけ及び性格

(1) 計画の位置づけ

「第2期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

平成28年度に成立した児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。



※国の基本指針：「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(2) 計画の性格

| 第2期山陽小野田市障がい児福祉計画 | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 根拠法 | 「児童福祉法」第33条の20第1項 |
| 性格 | 障がい児通所支援等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画 |
| 今回計画期間 | 第2期計画：令和3年度～令和5年度（3年間） |

2 計画の期間

「第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、国の基本指針に即して、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。

| 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 第1期障がい児福祉計画 | | | 第2期障がい児福祉計画 | | |

3 障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的理念（国の基本指針抜粋）

●障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めていきます。

●障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

地域で障がい福祉サービスを受けることができるように、サービスの充実を図ります。

● 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

人工呼吸器を装着している障がい児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に取り組めます。

● 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。

そのため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ることが必要です。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築に取り組めます。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

※インクルージョン：障がいがあっても、地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指すという理念

第2章 障がい児支援における成果目標の設定

令和5年度を目標年度とする障がい児福祉計画において必要な障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、次に掲げる事項に係る成果目標を設定します。

- 1 児童発達支援センターの設置
- 2 保育所等訪問支援の充実
- 3 重度心身障がい児の支援体制の充実
- 4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 保育所等での提供体制の整備

1 児童発達支援センターの設置

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るため、児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として設置します。

地域の障がい児や家族への相談援助を行うとともに、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、助言や援助を行い、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

| 令和2年度末までの目標 | 令和2年度末までの実績 |
|-------------|-------------|
| 市内に1か所設置 | 市内に1か所設置 |

| 令和5年度末までの目標（国の指針） |
|-------------------|
| 市内に1か所設置 |

2 保育所等訪問支援の充実

障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等を利用中の障がい児又は利用予定の障がい児が集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

| 令和2年度末までの目標 | 令和2年度末までの実績 |
|-------------|-------------|
| 市内に1か所確保 | 市内に1か所確保 |

| 令和5年度末までの目標（国の指針） |
|----------------------------|
| 市内に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること |

3 重症心身障がい児の支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

① 児童発達支援事業所

| 令和2年度末までの目標 | 令和2年度末までの実績 |
|-------------|-------------|
| 圏域に1か所確保 | 圏域に1か所確保 |

| 令和5年度までの目標 | |
|------------|--|
| 圏域に1か所確保 | 国の指針：市内に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保すること。単独で困難な場合は圏域単位で確保すること |

② 放課後等デイサービス事業所

| 令和2年度末までの目標 | 令和2年度までの実績 |
|-------------|------------|
| 圏域に2か所確保 | 圏域に2か所確保 |

| 令和5年度までの目標 | |
|------------|--|
| 圏域に2か所確保 | 国の指針：市内に主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保すること。単独で困難な場合は圏域単位で確保すること |

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する障がい児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築が必要です。

心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図るための協議を行います。

そこで、医療的ケア児の現状の把握を行い、地域課題及び支援のための協議を行うことにより、共通の理解に基づいた総合的な支援体制の構築に努めます。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員との連携により必要なサービスの調整を図ります。

◆ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

| 設置年度 |
|----------|
| 平成 30 年度 |

| 令和 5 年度までの目標（国の指針） |
|--|
| 圏域及び市内において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有や協議等の場を設置 |

◆ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

| 設置年度 |
|----------|
| 平成 30 年度 |

| 令和 5 年度までの目標（国の指針） |
|---|
| 医療的ケア児支援のため、市内において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 |

5 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

◆ 活動指標

| | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 支援プログラム等の受講者数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| ペアレントメンターの人数 | 2 人 | 3 人 | 4 人 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 4 人 | 6 人 | 8 人 |

6 保育所等での提供体制の整備

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会での障がい児の参加を推進します。

◆活動指標

| 種別 | 利用ニーズを踏まえた必要な見込量(人) | 定量的な目標（見込み）(人) | | |
|-----------------------|---------------------|----------------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 保育所 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 6 | 2 | 2 | 2 |

※子ども・子育て支援事業計画と整合性を図り、提供体制の整備を進めていきます。



第3章 障がい児福祉サービス等の円滑な推進

1 障がい児福祉サービス等の見込み量の設定

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、平均的な一人当たりの利用量や第1期障がい児福祉計画での実績等を分析し、令和2年度から令和5年度までの利用数及び必要なサービス量を見込みました。

(1) 障がい児支援

① 児童発達支援（福祉型）

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

平成29年度から1か所の事業所が新体系へ移行した。また、令和元年度に1か所の事業所が市内でサービスを開始している。

《実績：年間利用日数、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 計画 | 1,800 (15人) | 1,920 (16人) | 2,040 (17人) | 6,113 (32人) | 6,113 (32人) | 5,706 (29人) |
| 実績 | 1,411 (14人) | 1,509 (14人) | 6,332 (38人) | 5,710 (31人) | 6,400 (41人) | 5,600 (35人) |

※利用者は事業所の増加に伴い、増加傾向である。

《第2期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|----------------|----------------|----------------|
| 第2期 | 5,760 (36人) | 5,920 (37人) | 6,080 (38人) |

②児童発達支援（医療型）

肢体不自由のある児童を、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援や治療を行う。

《実績：年間利用日数、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 計画 | 360 (1人) | 360 (1人) | 360 (1人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |
| 実績 | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |

※現在利用はない。

《第2期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第2期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |

③放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

平成28年度に1か所、平成29年度2か所、平成30年度に1か所、令和元年度に1か所事業所が市内でサービスを開始している。

《実績：年間利用日数、（）は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 計画 | 2,952 (30人) | 3,148 (32人) | 3,345 (34人) | 11,411 (77人) | 12,731 (88人) | 13,730 (98人) |
| 実績 | 4,445 (43人) | 7,333 (58人) | 10,325 (67人) | 12,017 (81人) | 16,869 (93人) | 18,304 (104人) |

※事業所の増加やサービス内容の浸透、医療機関等からの紹介があり、利用者が年々増加傾向にある。

《第2期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第2期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|------------------|------------------|------------------|
| | 19,184 (109人) | 20,064 (114人) | 20,944 (119人) |

④ 保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

平成 30 年度から乳児院、児童養護施設に入所している障がい児も対象者として追加された。

令和元年度に 1 か所事業所が市内でサービスを開始している。

《実績：年間利用日数、（）は実利用人数、令和 2 年度は見込み》

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 計画 | 12 (1 人) | 12 (1 人) | 12 (1 人) | 6 (3 人) | 8 (4 人) | 10 (5 人) |
| 実績 | 3 (1 人) | 1 (1 人) | 2 (1 人) | 2 (1 人) | 0 (0 人) | 2 (1 人) |

※実利用人数は横ばい傾向であり、計画を大きく下回った。

《第 2 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第 2 期 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------|------------|------------|------------|
| | 4 (2 人) | 6 (3 人) | 8 (4 人) |

※令和元年度に市内でサービスが開始したため、今後は増加すると見込んだ。



⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

平成30年度から新たに追加されたサービス。

《実績：年間利用日数、() は実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|--------|--------|--------|-----------|-----------|------------|
| 計画 | | | | 0 (0人) | 0 (0人) | 96 (1人) |
| 実績 | | | | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |

《第2期見込み：年間利用見込み日数、() は実利用見込み人数》

| 第2期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| | 0 (0人) | 0 (0人) | 0 (0人) |

※圏域に事業所はない。

⑥ 障がい児相談支援

障がい児福祉サービスを利用する全ての障がい児に対し、相談支援事業者がサービスの支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案の作成を行うとともに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行う。

また、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行う。

市内では、平成27年6月に1か所、平成29年4月に1か所、令和2年8月に1か所「障害児相談支援事業所」が開設された。

《実績：実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 計画 | 48 | 49 | 50 | 109 | 120 | 128 |
| 実績 | 59 | 70 | 102 | 119 | 134 | 155 |

※障がい児通所支援の利用の増加に伴い、計画より大幅に増加している。

《第2期見込み：実利用見込み人数》

| 第2期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 161人 | 168人 | 175人 |

※サービス利用者数の増加に伴い、相談支援の利用も増加を見込んだ。

⑦医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進を行う。

《実績：実利用人数、令和2年度は見込み》

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 計画 | | | | 1 | 2 | 3 |
| 実績 | | | | 1 | 1 | 1 |

《第2期見込み：配置見込み人数》

| 第2期 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| | 4人 | 4人 | 4人 |

【参考】障がい児入所施設（山口県）

令和2年4月の入所児童数

| 障がい児施設入所 | 福祉型 | 医療型 |
|------------|------|------|
| 山口県 | 51人 | 40人 |
| うち（山陽小野田市） | （3人） | （3人） |

(2) その他の事業

① 難聴児補聴器購入費等の助成

18歳未満の児童・生徒に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を図るため、補聴器を購入する経費等の一部を助成します。

② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

在宅での生活を支援するため、小児慢性特定疾患児に対して、基準を定め日常生活用具を給付します。

2 障がい児支援の提供体制の確保

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一環した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

(1) 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等については、障がい種別や年齢別等の状況に応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を図ります。

児童発達支援センターについては、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要です。また、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と連携を図ります。

また、県と連携しながら障がい児通所施設や障がい児入所施設から障がい福祉サービスへ円滑に移行が図られるよう努めます。

さらに、質の高い専門的な発達支援を行うため、障がい児通所支援事業所に対し、支援の質の向上と支援内容の適正化に努めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や放課後等児童

健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との連携を図ることが重要です。

また、障がい児の早期の気づき及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策等との連携を継続します。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時や卒業時において、学校や障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制の確保に努めます。

（３）地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。

（４）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築

①重症心身障がい児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、支援体制の現状を把握し、地域における課題の整理等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

②医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に努めます。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置し、入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等、コーディネーターとして医療的ケア児の支援に努めます。

③ 短期入所の実施体制の確保

重症心身障がい児や医療的ケア児の短期入所の利用について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握し、短期入所の実施体制の確保に努めます。

④ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

⑤ 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

3 障がい児相談支援提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。